

みずほ財形預金規定

株式会社みずほ銀行

目次

●みずほ財形住宅預金規定	2
●みずほ財形年金預金規定	7
●みずほ財産形成預金（期日指定定期型）規定	12
●みずほ財産形成預金（スーパー定期10年型）規定	16
●みずほ財産形成預金（スーパー定期5年型）規定	19
●みずほ財産形成預金（スーパー定期2年型）規定	22
●みずほ財産形成預金（通帳不発行口・通帳口・証書口）規定	26
●反社会的勢力の排除に係る規定	30

みずほ財形住宅預金規定

1. 預入れの方法等

- (1) みずほ財形住宅預金（以下、「この預金」といいます。）は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預け入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預け入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1回1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2. 預金の種類、継続方法

- (1) この預金は、それぞれの預入日（継続したときはその継続日。以下同じ）の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口の期日指定定期預金またはそれぞれの預入日の5年後または10年後の応当日を満期日とする1口のスーパー定期としてお預りします。
- (2) 期日指定定期預金の継続の取扱いは、次によります。
 - ① この期日指定定期預金（第3条第3項による一部解約後の残りの預金を含みます。）は、それぞれの最長預入期限に期日指定定期預金として元加継続します。継続された預金についても同様とします。
 - ② 前号による継続にあたり、預金口座内に最長預入期限を同じくする数口の預金がある場合は、最長預入期限に、それらをまとめてこの契約による1口の期日指定定期預金として元加継続します。継続された預金についても同様とします。
 - ③ 前2号による継続を停止するときは、最長預入期限（継続したときはその最長預入期限。以下同じ）の前営業日までにその旨を申し出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- (3) スーパー定期の継続の取扱いは、次によります。
 - ① このスーパー定期（第3条第3項による一部解約の残りの預金を含みます。）は満期日に元利合計額をもって前回と同一の期間のスーパー定期に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
 - ② 前号による継続にあたり、預金口座内に満期日を同じくする数口の預金がある場合は、満期日に、それらをまとめてこの契約による1口のスーパー定期として元加継続します。継続された預金についても同様とします。
 - ③ 前2号による継続を停止するときは、満期日（継続したときは継続後の満期日。以下同じ）の前営業日までにその旨を申し出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. 預金の支払方法

- (1) この預金の元利金全部は、持家としての一定の住宅の取得および持家である住宅の一定の増改築等工事の対価に充てるときに支払うものとします。
- (2) この預金を全額払い出す場合は、住宅の取得または増改築等工事の終了日から1年以内に当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、住宅の登記事項証明書等所定の書類（またはその写し）を取引店へ提出してください。
- (3) この預金の一部を、持家としての住宅の取得または持家である住宅の一定の増改築等工事のための頭金に充てるため払い出す場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、住宅建築工事請負契約書等所定の書類の写しを取引店へ提出してください。この場合、一部払出しは残高の90%を限度として1回に限り取り扱います。

- (4) 前項による一部払出後の残額を払い出す場合は、一部払出しの日から2年以内、または持家としての一定の住宅を取得した日もしくは持家である住宅の一定の増改築等工事が終了した日から1年以内のいずれか早い日までに当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、住宅の登記事項証明書等所定の書類（またはその写し）を取引店へ提出してください。

4. 預金の支払時期等

(1) 期日指定定期預金として預け入れる場合

この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

- ① 満期日は、預入日の1年後の応当日（据置期間満了日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、取引店に対してその1ヵ月前までに通知を必要とします。
- ② 満期日は、前号に準じて、預金残高の一部に相当する金額についても指定することができます。この場合、1万円以上の金額で指定してください。また、満期日は、預入日から日数の多いものから順次指定があったものとしします。なお、上記の日数が同一の預金がある場合は、金額の大きいものから順次指定があったものとしします。
- ③ 前2号による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- ④ 第1号または第2号により指定された満期日の1ヵ月後の応当日（その満期日の1ヵ月後の応当日前に最長預入期限が到来するときは、最長預入期限）までに満期日が指定された金額が解約されなかった場合は、同号による満期日の指定がなかったものとして取り扱い、最長預入期限到来時に自動的に期日指定定期預金として継続します。ただし、別に継続停止の申出がなされた場合は継続を停止します。

(2) スーパー定期として預け入れる場合

この預金は満期日以後に支払います。

5. 利息

(1) この預金を期日指定定期預金でお預りする場合

- ① この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

A. 1年以上2年未満	当行所定の「2年未満」の利率
B. 2年以上	当行所定の「2年以上」の利率

（以下、「2年以上利率」といいます。）
- ② 継続後のこの預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。
- ③ 継続をする場合の利息は、継続日に元金に組み入れて継続する方法により取り扱います。
- ④ 第4条第1項第1号から第3号または第2条第2項第3号によりこの預金の全部または一部について満期日を指定した場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(2) この預金をスーパー定期でお預りする場合

- ① この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および預入日現在における当行所定の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって6ヵ月複利の方法により計算し、満期日に元金に組み入れて継続する方法により支払います。
- ② 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は次の利率によって計算します。なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

①期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により計算します。

A. 6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6ヵ月以上1年未満	2年以上利率×40%
C. 1年以上1年6ヵ月未満	2年以上利率×50%
D. 1年6ヵ月以上2年未満	2年以上利率×60%
E. 2年以上2年6ヵ月未満	2年以上利率×70%
F. 2年6ヵ月以上3年未満	2年以上利率×90%

②スーパー定期5年の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により計算します。

A. 6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6ヵ月以上2年未満	約定利率×10%
C. 2年以上3年未満	約定利率×20%
D. 3年以上4年未満	約定利率×40%
E. 4年以上5年未満	約定利率×70%

③スーパー定期10年の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により計算します。

A. 1年未満	解約日における普通預金の利率
B. 1年以上3年未満	約定利率×10%
C. 3年以上4年未満	約定利率×30%
D. 4年以上5年未満	約定利率×40%
E. 5年以上6年未満	約定利率×50%
F. 6年以上7年未満	約定利率×60%
G. 7年以上8年未満	約定利率×70%
H. 8年以上9年未満	約定利率×80%
I. 9年以上10年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. 預金の解約

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) やむをえない事由により、この預金を第3条による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、原則として事業主を通じて取引店へ提出してください。

(3) この預金を第3条により一部支払いする場合は、1万円以上千円単位の金額で当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、法令で定める書類とともに提出してください。

7. 税額の追徴

この預金の利息について次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、既に非課税として支払われた利息について5年間にわたり遡及して20%（国税15%、地方税5%）の税率により計算した税額を追徴します。（ただし、2013年1月1日～2037年12月31日に受け取る利息には、復興特別所得税が上乗せされ、20.315%の税金がかかります。）

①住宅の取得目的以外のためにこの預金が払い出された場合。

ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合を除きます。

②第3条第2項による全額払出しの場合および第3項による一部払出しの場合で、持家としての住宅を取得した日から1年以内に払出しが行われなかったとき、または所定の必要書類が提出されなかったとき、または提出された書類により持家としての住宅の要件を満たさないことが判明したとき。

③第3条第4項による一部払出後の残額の払出しの場合で、一部払出しの日から2年以内で、かつ持家としての住宅を取得した日から1年以内に所定の必要書類が提出されなかったとき。

8. 差引計算等

(1)前条第2号または第3号の事由が生じた場合には、当行は事前の通知および所定の手続を省略し、この預金を解約し、その元利金から税額を追徴できるものとします。

(2)この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、直ちに取引店に支払ってください。

9. 非課税扱いの適用除外

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実が生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

①第1条第1項ならびに第2項による以外の預入れがあった場合。

②定期預入が2年以上されなかった場合。

③非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入れがあった場合。

10. 届出事項の変更等

(1)印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届け出てください。

この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2)印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

11. 成年後見人等の届出

(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。

(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。

(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に直ちに書面によって取引店に届け出てください。

(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。

(5)前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

14. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保とするため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、直ちに当行に提出してください。
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行が負担するものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. 準拠法令、合意管轄

- (1) この取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

16. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以 上

みずほ財形年金預金規定

1. 預入れの方法等

- (1) みずほ財形年金預金（以下、「この預金」といいます。）は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預け入れるものとします。
- (2) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2. 預金の種類、とりまとめ継続方法

- (1) 支払開始日は、最終預入日の6ヵ月後の応当日から5年後の応当日の属する月の翌月28日までの間の任意の日とし、支払開始日の3ヵ月前の応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。
- (2) この預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とするスーパー定期としてお預りします。
- (3) 特定日において、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じ）からの期間が2年を超える期日指定定期預金（本項により継続した期日指定定期預金を含みます。）は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

3. 分割、支払方法

- (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金とスーパー定期の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。
 - ① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額を元金として、年金元金計算日から3ヵ月ごとの応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金またはスーパー定期（以下、これらを「定期預金（満期支払口）」といいます。）を作成します。ただし、スーパー定期の預入期間は1年未満とします。
 - ② 年金計算基本額から前号により作成された定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差し引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金（以下、これを「定期預金（継続口）」といいます。）を作成します。
 - ③ 定期預金（満期支払口）は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (2) 定期預金（継続口）は、満期日に前項に準じて取り扱い、以後同様とします。

この場合、前項に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金（継続口）の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金（継続口）の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金（継続口）の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が12回以下になる場合には、当該定期預金（継続口）の元利金から定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差し引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金（満期支払口）に加算します。
- (3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

4. 利息

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
 - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）について、預入日現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

- | | |
|-------------|----------------|
| A. 1年以上2年未満 | 当行所定の「2年未満」の利率 |
| B. 2年以上 | 当行所定の「2年以上」の利率 |
- （以下、「2年以上利率」といいます。）

②預入金額ごとの預金がスーパー定期の場合

預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当行所定の利率によって計算します。

③前2号の利率は、当行所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預け入れられる金額についてその預入日（すでに預け入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により計算します。

- | | |
|----------------|----------------|
| A. 6ヵ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6ヵ月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| C. 1年以上1年6ヵ月未満 | 2年以上利率×50% |
| D. 1年6ヵ月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| E. 2年以上2年6ヵ月未満 | 2年以上利率×70% |
| F. 2年6ヵ月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |

②預入金額ごとの預金がスーパー定期の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。

- | | |
|--------------|----------------|
| A. 6ヵ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6ヵ月以上1年未満 | 第1項2号の適用利率×50% |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. 預金の解約

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) やむをえない事由により、この預金を第3条による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、取引店に提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

6. 税額の追徴

前条によりこの預金を解約する場合は、払出時の利息について非課税の適用が受けられなくなるとともに、既に非課税として支払われた利息について5年間にわたり遡及して20%（国税15%、地方税5%）の税率により計算した税額を追徴します。（ただし、2013年1月1日～2037年12月31日に受け取る利息には、復興特別所得税が上乘せされ、20.315%の税金がかかります。）ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合を除きます。

7. 据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い

この預金の最終預入日以後に財形法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金为非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

8. 最終預入日等の変更

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当行所定の書面によって取引店に申し出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3ヵ月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払開始日の1年3ヵ月前応当日までかつ最終預入日までに申し出てください。

9. 支払開始日以後の支払回数の変更

支払開始日以後に、財形法施行令第13条の4第3項の規定等に基づき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3ヵ月前の応当日の前日までに、当行所定の書面により取引店に申し出てください。ただし、この支払回数の変更は1回に限ります。また、変更により総支払回数が21回未満となる場合には、変更することはできません。

10. 届出事項の変更等

- (1) 印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届け出てください。

この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (2) 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

11. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。

- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に直ちに書面によって取引店に届け出てください。

- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。

- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

14. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保とするため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、直ちに当行に提出してください。
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行が負担するものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. 準拠法令、合意管轄

- (1) この取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

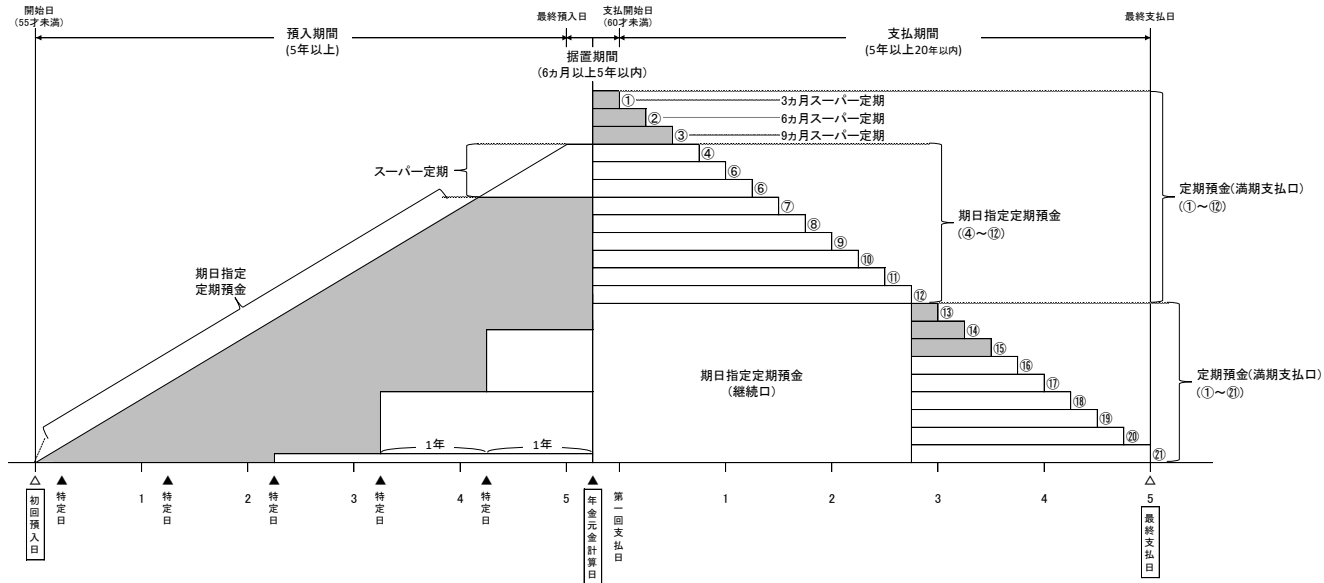
16. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以 上

みずほ財形年金預金のしくみ

預入期間 5年、毎月預入
 据置期間 6ヵ月
 支払期間 5年、支払回数21回
 のお取り扱い例



みずほ財産形成預金（期日指定定期型）規定

1. 預入れの方法等

- (1) みずほ財産形成預金（期日指定定期型）（以下、「この預金」といいます。）の預入れは、年1回以上定期的に事業主が預金者の給与から天引して預け入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは、1口1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2. 預金の種類、期間等

- (1) この預金は、預入れのつど、それぞれの預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口の期日指定定期預金とします。
- (2) この預金は、分離課税扱いとします。

3. 自動継続等

- (1) この期日指定定期預金（第4条第2項による一部満期日指定後の残りの預金を含みます。）は、それぞれの最長預入期限に第5条第3項により、期日指定定期預金として元加継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) 前項による継続にあたり、預金口座内に最長預入期限を同じくする数口の預金がある場合は、最長預入期限に、それらをまとめてこの契約による1口の期日指定定期預金として元加継続します。継続された預金についても同様とします。
- (3) 前2項による継続を停止するときは、最長預入期限（継続したときはその最長預入期限。以下同じ）の前営業日までにその旨を申し出てください。

4. 預金の支払時期等

この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

- ① 満期日は、預入日の1年後の応当日（据置期間満了日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、取引店に対してその1ヵ月前までに通知を必要とします。
- ② 満期日は、前号に準じて、預金残高の一部に相当する金額についても指定することができます。この場合、1万円以上の金額で指定してください。また、満期日は、預入日から日数の多いものから順次指定があったものとします。なお、上記の日数が同一の預金がある場合は、金額の大きいものから順次指定があったものとします。
- ③ 前2号による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- ④ 第1号または第2号により指定された満期日の1ヵ月後の応当日（その満期日の1ヵ月後の応当日前に最長預入期限が到来するときは、最長預入期限）までに満期日が指定された金額が解約されなかった場合は、同号による満期日の指定がなかったものとして取り扱い、最長預入期限到来時に自動的に期日指定定期預金として継続します。ただし、別に継続停止の申出がなされた場合は継続を停止します。

5. 利息

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - A. 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率
 - B. 2年以上 当行所定の「2年以上」の利率（以下、「2年以上利率」といいます。）
- (2) 継続後のこの預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。

- (3) 継続をする場合の利息は、継続日に元金に組み入れて継続する方法により取り扱います。
- (4) 第4条第1項から第3項または第3条第3項によりこの預金の全部または一部について満期日を指定した場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により計算し、この預金とともに支払います。
- なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

A. 6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6ヵ月以上1年未満	2年以上利率×40%
C. 1年以上1年6ヵ月未満	2年以上利率×50%
D. 1年6ヵ月以上2年未満	2年以上利率×60%
E. 2年以上2年6ヵ月未満	2年以上利率×70%
F. 2年6ヵ月以上3年未満	2年以上利率×90%

- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または一旦継続停止の取り扱いをした後に書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、原則として事業主を通じ取引店に提出してください。
- (3) この預金は、預金残高の一部に相当する金額を1万円以上千円単位の概算請求額で払戻請求することもできます。この場合、元利累計額が払戻請求書記載の概算請求額に達するまで、特別の申出のない限り次の順序でこの預金を解約して支払います。

① 同一口座内に期日指定定期預金の場合

- A. 預入日から解約日までの日数が多いもの
- B. 前号の日数が同一の預金がある場合は金額の大きいもの
- C. 前号の金額が同一の預金がある場合は明細番号の若いもの

② 同一口座内にスーパー定期と期日指定定期預金が混在の場合

- A. 預入日から1年経過後の期日指定定期預金で、預入日から解約日までの日数が多いもの
- B. 前号の日数が同一の期日指定定期預金がある場合は金額の大きいもの
- C. 前号の金額が同一の期日指定定期預金がある場合は明細番号の若いもの
- D. 預入期間が3年未満のスーパー定期で、預入期間が少ないもの
- E. 前号の預入期間が同一のスーパー定期がある場合は、預入日から解約日までの日数が少ないもの
- F. 前号の日数が同一のスーパー定期がある場合は金額の大きいもの
- G. 前号の金額が同一のスーパー定期がある場合は明細番号の若いもの
- H. 預入日から1年経過前の期日指定定期預金で、預入日から解約日までの日数が少ないもの
- I. 前号の日数が同一の期日指定定期預金がある場合は金額の大きいもの
- J. 前号の金額が同一の期日指定定期預金がある場合は明細番号の若いもの
- K. 預入期間が3年以上のスーパー定期で、預入期間が少ないもの
- L. 前号の預入期間が同一のスーパー定期がある場合は、預入日から解約日までの日数が少ないもの
- M. 前号の日数が同一のスーパー定期がある場合は金額の大きいもの

N. 前号の金額が同一のスーパー定期が数口ある場合は明細番号が若いもの

7. 退職時等の取扱い

退職、役員就任等（以下、「退職等」といいます。）により勤労者財産形成貯蓄契約の要件を満たさなくなった場合は、この契約は終了するものとします。

8. 届出事項の変更等

- (1) 印章を失ったとき、または印章・氏名・住所その他届出事項に変更があったときは、ただちに事業主を通じ、書面によって取引店に届け出てください。この届出前に生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (2) 印章を失った場合の、この預金の元利金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金およびご契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

12. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保とするため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、直ちに当行に提出してください。
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行が負担するものとします。

(4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. 準拠法令、合意管轄

(1)この取引の契約準拠法は日本法とします。

(2)この取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

14. 規定の変更

(1)この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以 上

みずほ財産形成預金（スーパー定期10年型）規定

1. 預入れの方法等

- (1) みずほ財産形成預金（スーパー定期10年型）（以下、「この預金」といいます。）の預入れは、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引して預け入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは、1口1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2. 預金の種類、期間等

- (1) この預金は、預入れのつど、それぞれの預入日（継続したときはその継続日。以下同じ）の10年後の応当日を満期日とする期間10年のスーパー定期としてお預りします。
- (2) この預金は、分離課税扱いとします。

3. 自動継続等

- (1) この預金は満期日に元利合計額をもって前回と同一の期間のスーパー定期に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) 前項による継続にあたり、預金口座内に満期日を同じくする数口の預金がある場合は、満期日に、それらをまとめてこの契約による1口のスーパー定期として元加継続します。継続された預金についても同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続したときは継続後の満期日。以下同じ）の前営業日までにその旨を申し出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

4. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および預入日現在における当行所定の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって6ヵ月複利の方法により計算し、満期日に元金に組み入れて継続する方法により支払います。
- (2) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6ヵ月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

A. 1年未満	解約日における普通預金の利率
B. 1年以上3年未満	約定利率×10%
C. 3年以上4年未満	約定利率×30%
D. 4年以上5年未満	約定利率×40%
E. 5年以上6年未満	約定利率×50%
F. 6年以上7年未満	約定利率×60%
G. 7年以上8年未満	約定利率×70%
H. 8年以上9年未満	約定利率×80%
I. 9年以上10年未満	約定利率×90%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または一旦継続停止の取り扱いをした後に書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、原則として事業主を通じ取引店に提出してください。
- (3) この預金は、預金残高の一部に相当する金額を1万円以上千円単位の概算請求額で払戻請求することもできます。この場合、元利累計額が払戻請求書記載の概算請求額に達するまで、特別の申出のない限り次の順序でこの預金を解約して支払います。

①同一口座内にスーパー定期のみの場合

- A. 預入日から解約日までの日数が少ないもの
- B. 前号の日数が同一の預金为数口ある場合は金額の大きいもの
- C. 前号の金額が同一の預金为数口ある場合は明細番号の若いもの

②同一口座内にスーパー定期と期日指定定期預金が混在の場合

- A. 預入日から1年経過後の期日指定定期預金で、預入日から解約日までの日数が多いもの
- B. 前号の日数が同一の期日指定定期預金为数口ある場合は金額が大きいもの
- C. 前号の金額が同一の期日指定定期預金为数口ある場合は明細番号が若いもの
- D. 預入期間が3年未満のスーパー定期で、預入期間が少ないもの
- E. 前号の預入期間が同一のスーパー定期为数口ある場合は、預入日から解約日までの日数が少ないもの
- F. 前号の日数が同一のスーパー定期为数口ある場合は金額が大きいもの
- G. 前号の金額が同一のスーパー定期为数口ある場合は明細番号が若いもの
- H. 預入日から1年経過前の期日指定定期預金で、預入日から解約日までの日数が少ないもの
- I. 前号の日数が同一の期日指定定期預金为数口ある場合は金額が大きいもの
- J. 前号の金額が同一の期日指定定期預金为数口ある場合は明細番号が若いもの
- K. 預入期間が3年以上のスーパー定期で、預入期間が少ないもの
- L. 前号の預入期間が同一のスーパー定期为数口ある場合は、預入日から解約日までの日数が少ないもの
- M. 前号の日数が同一のスーパー定期为数口ある場合は金額が大きいもの
- N. 前号の金額が同一のスーパー定期为数口ある場合は明細番号が若いもの

6. 届出事項の変更等

- (1) 印章を失ったとき、または印章・氏名・住所その他届出事項に変更があったときは、ただちに事業主を通じ、書面によって取引店に届け出てください。この届出前に生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (2) 印章を失った場合の、この預金の元利金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保とするため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、直ちに当行に提出してください。
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行が負担するものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. 準拠法令、合意管轄

- (1) この取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

12. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以上

みずほ財産形成預金（スーパー定期5年型）規定

1. 預入れの方法等

- (1) みずほ財産形成預金（スーパー定期5年型）（以下、「この預金」といいます。）の預入れは、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引して預け入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは、1口1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2. 預金の種類、期間等

- (1) この預金は、預入れのつど、それぞれの預入日（継続したときはその継続日。以下同じ）の5年後の応当日を満期日とする期間5年のスーパー定期としてお預りします。
- (2) この預金は、分離課税扱いとします。

3. 自動継続等

- (1) この預金は満期日に元利合計額をもって前回と同一の期間のスーパー定期に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) 前項による継続にあたり、預金口座内に満期日を同じくする数口の預金がある場合は、満期日に、それらをまとめてこの契約による1口のスーパー定期として元加継続します。継続された預金についても同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続したときは継続後の満期日。以下同じ）の前営業日までにその旨を申し出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

4. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および預入日現在における当行所定の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって6ヵ月複利の方法により計算し、満期日に元金に組み入れて継続する方法により支払います。
- (2) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6ヵ月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

A. 6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6ヵ月以上2年未満	約定利率×10%
C. 2年以上3年未満	約定利率×20%
D. 3年以上4年未満	約定利率×40%
E. 4年以上5年未満	約定利率×70%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または一旦継続停止の取り扱いをした後に書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、原則として事業主を通じ取引店に提出してください。

(3) この預金は、預金残高の一部に相当する金額を1万円以上千円単位の概算請求額で払戻請求することもできます。この場合、元利累計額が払戻請求書記載の概算請求額に達するまで、特別の申出のない限り次の順序でこの預金を解約して支払います。

①同一口座内にスーパー定期のみの場合

- A. 預入日から解約日までの日数が少ないもの
- B. 前号の日数が同一の預金为数口ある場合は金額の大きいもの
- C. 前号の金額が同一の預金为数口ある場合は明細番号の若いもの

②同一口座内にスーパー定期と期日指定定期預金が混在の場合

- A. 預入日から1年経過後の期日指定定期預金で、預入日から解約日までの日数が多いもの
- B. 前号の日数が同一の期日指定定期預金为数口ある場合は金額が大きいもの
- C. 前号の金額が同一の期日指定定期預金为数口ある場合は明細番号が若いもの
- D. 預入期間が3年未満のスーパー定期で、預入期間が少ないもの
- E. 前号の預入期間が同一のスーパー定期为数口ある場合は、預入日から解約日までの日数が少ないもの
- F. 前号の日数が同一のスーパー定期为数口ある場合は金額が大きいもの
- G. 前号の金額が同一のスーパー定期为数口ある場合は明細番号が若いもの
- H. 預入日から1年経過前の期日指定定期預金で、預入日から解約日までの日数が少ないもの
- I. 前号の日数が同一の期日指定定期預金为数口ある場合は金額が大きいもの
- J. 前号の金額が同一の期日指定定期預金为数口ある場合は明細番号が若いもの
- K. 預入期間が3年以上のスーパー定期で、預入期間が少ないもの
- L. 前号の預入期間が同一のスーパー定期为数口ある場合は、預入日から解約日までの日数が少ないもの
- M. 前号の日数が同一のスーパー定期为数口ある場合は金額が大きいもの
- N. 前号の金額が同一のスーパー定期为数口ある場合は明細番号が若いもの

6. 届出事項の変更等

- (1) 印章を失ったとき、または印章・氏名・住所その他届出事項に変更があったときは、ただちに事業主を通じ、書面によって取引店に届け出てください。この届出前に生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (2) 印章を失った場合の、この預金の元利金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保とするため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、直ちに当行に提出してください。
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行が負担するものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. 準拠法令、合意管轄

- (1) この取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

12. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以 上

みずほ財産形成預金（スーパー定期2年型）規定

1. 預入れの方法等

- (1) みずほ財産形成預金（スーパー定期2年型）（以下、「この預金」といいます。）の預入れは、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引して預け入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは、1口1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2. 預金の種類、期間等

- (1) この預金は、預入れのつど、それぞれの預入日（継続したときはその継続日。以下同じ）の2年後の応当日を満期日とする期間2年のスーパー定期としてお預りします。
- (2) この預金は、分離課税扱いとします。

3. 自動継続等

- (1) この預金は満期日に元利合計額をもって前回と同一の期間のスーパー定期に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) 前項による継続にあたり、預金口座内に満期日を同じくする数口の預金がある場合は、満期日に、それらをまとめてこの契約による1口のスーパー定期として元加継続します。継続された預金についても同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続したときは継続後の満期日。以下同じ）の前営業日までにその旨を申し出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

4. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および預入日現在における当行所定の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって6ヵ月複利の方法により計算し、満期日に元金に組み入れて継続する方法により支払います。
 - ① 預金日の1年後の応当日（以下、「中間利払日」といいます。）の利息の一部として当行所定の中間利払利率によって支払われる中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）は中間利払日にこの契約によるスーパー定期として受け入れます。
 - ② 預金口座内に中間利払日を同じくする数口の預金がある場合は、それらの預金の中間払利息をまとめて1口のスーパー定期として受け入れます。
 - ③ 中間払利息を差し引いた利息の残額（以下、「満期払利息」といいます。）は、満期日に元金に組み入れスーパー定期として継続します。
 - ④ 預金口座内に前号の満期日と同一の日に中間利払日の到来する預金がある場合は、その預金の中間払利息も満期日の到来した預金の元金とともにまとめて1口のスーパー定期として継続します。
 - ⑤ 当行所定の預金利率および中間利払利率は金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。
- (2) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6ヵ月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

ただし、すでに中間払利息がスーパー定期として受け入れられている場合には、その額と期日前解約利息額との差額を清算します。

- | | |
|--------------|----------------|
| A. 6ヵ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6ヵ月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C. 1年以上2年未満 | 約定利率×70% |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または一旦継続停止の取り扱いをした後に書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、原則として事業主を通じ取引店に提出してください。
- (3) この預金は、預金残高の一部に相当する金額を1万円以上千円単位の概算請求額で払戻請求することもできます。この場合、元利累計額が払戻請求書記載の概算請求額に達するまで、特別の申出のない限り次の順序でこの預金を解約して支払います。

①同一口座内にスーパー定期のみの場合

- A. 預入日から解約日までの日数が少ないもの
- B. 前号の日数が同一の預金が数口ある場合は金額の大きいもの
- C. 前号の金額が同一の預金が数口ある場合は明細番号の若いもの

②同一口座内にスーパー定期と期日指定定期預金が混在の場合

- A. 預入日から1年経過後の期日指定定期預金で、預入日から解約日までの日数が多いもの
- B. 前号の日数が同一の期日指定定期預金が数口ある場合は金額が大きいもの
- C. 前号の金額が同一の期日指定定期預金が数口ある場合は明細番号が若いもの
- D. 預入期間が3年未満のスーパー定期で、預入期間が少ないもの
- E. 前号の預入期間が同一のスーパー定期が数口ある場合は、預入日から解約日までの日数が少ないもの
- F. 前号の日数が同一のスーパー定期が数口ある場合は金額が大きいもの
- G. 前号の金額が同一のスーパー定期が数口ある場合は明細番号が若いもの
- H. 預入日から1年経過前の期日指定定期預金で、預入日から解約日までの日数が少ないもの
- I. 前号の日数が同一の期日指定定期預金が数口ある場合は金額が大きいもの
- J. 前号の金額が同一の期日指定定期預金が数口ある場合は明細番号が若いもの
- K. 預入期間が3年以上のスーパー定期で、預入期間が少ないもの
- L. 前号の預入期間が同一のスーパー定期が数口ある場合は、預入日から解約日までの日数が少ないもの
- M. 前号の日数が同一のスーパー定期が数口ある場合は金額が大きいもの
- N. 前号の金額が同一のスーパー定期が数口ある場合は明細番号が若いもの

6. 届出事項の変更等

- (1) 印章を失ったとき、または印章・氏名・住所その他届出事項に変更があったときは、ただちに事業主を通じ、書面によって取引店に届け出てください。この届出前に生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (2) 印章を失った場合の、この預金の元利金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名
その他必要な事項を取引店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合に
も、前2項と同様に直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保とするため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、直ちに当行に提出してください。
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行が負担するものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. 準拠法令、合意管轄

- (1) この取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

12. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以 上

みずほ財産形成預金（通帳不発行口・通帳口・証書口）規定

1. 預入れの方法等

- (1) みずほ財産形成預金（通帳不発行口・通帳口・証書口）（以下、「この預金」といいます。）の預入れは、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引して預け入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは、1口1,000円以上とします。ただし元利継続型の期間2年のスーパー定期（以下、「スーパー定期2年」といいます。）の場合は1口5,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳不発行口は通帳および証書は発行せず、通帳口・証書口はそれぞれ通帳・証書を発行します。なお、いずれについても、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。
- (5) この預金は分離課税扱いとします。

2. 自動継続等

- (1) この預金は満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に書替継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) 継続を停止するときは、満期日（継続したときは継続後の満期日。以下同じ）の前営業日までにその旨を申し出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. 利息

- (1) この預金の利息は預入日（継続したときはその継続日。以下同じ）現在における当行所定の利率によって計算し、満期日にあらかじめ指定された方法によって指定口座へ入金し、または元金へ組み入れます。
この場合、期間5年および10年のスーパー定期（以下それぞれ、「スーパー定期5年」、「スーパー定期10年」といいます。）については、6ヵ月複利の方法により計算します。
ただし、スーパー定期2年の預入日から1年後の応当日（以下、「中間利払日」といいます。）に当行所定の中間利払利率によって支払う中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）および満期日に支払う中間払利息を差し引いた残額（以下、「満期払利息」といいます。）については、あらかじめ指定された方法によって次のとおり取り扱います。
 - ① 預金口座へ振り替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
 - ② 中間払利息を定期預金とする場合には中間利払日にこの預金と満期日を同一にする期間1年のスーパー定期（以下、「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は中間利払日における利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組み入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計してスーパー定期2年に継続します。
- (2) 当行所定の預金利率および中間利払利率は金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。
- (3) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は次の利率によって計算します。
なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。
 - ① 期日指定定期預金の場合
預入金額ごとに預入日から解約日の前日の日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により計算します。

A. 6ヵ月未満

解約日における普通預金の利率

B. 6ヵ月以上1年未満	2年以上利率×40%
C. 1年以上1年6ヵ月未満	2年以上利率×50%
D. 1年6ヵ月以上2年未満	2年以上利率×60%
E. 2年以上2年6ヵ月未満	2年以上利率×70%
F. 2年6ヵ月以上3年未満	2年以上利率×90%

②期間が1年のスーパー定期またはスーパー定期2年の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により計算します。ただし、スーパー定期2年の中間払利息が支払われている場合には、その支払額と期日前解約利息額との差額を清算します。

A. 6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6ヵ月以上1年未満	上記第2項の適用利率×50%
C. 1年以上2年未満	上記第2項の適用利率×70%

③スーパー定期5年の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により計算します。

A. 6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6ヵ月以上2年未満	上記第2項の適用利率×10%
C. 2年以上3年未満	上記第2項の適用利率×20%
D. 3年以上4年未満	上記第2項の適用利率×40%
E. 4年以上5年未満	上記第2項の適用利率×70%

④スーパー定期10年の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により計算します。

A. 1年未満	解約日における普通預金の利率
B. 1年以上3年未満	上記第2項の適用利率×10%
C. 3年以上4年未満	上記第2項の適用利率×30%
D. 4年以上5年未満	上記第2項の適用利率×40%
E. 5年以上6年未満	上記第2項の適用利率×50%
F. 6年以上7年未満	上記第2項の適用利率×60%
G. 7年以上8年未満	上記第2項の適用利率×70%
H. 8年以上9年未満	上記第2項の適用利率×80%
I. 9年以上10年未満	上記第2項の適用利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または一旦継続停止の取り扱いをした後に書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳口・証書口はそれぞれ通帳・証書とともに原則として事業主を通じ取引店に提出してください。
- (3) この預金は、預金残高の一部に相当する金額を1万円以上千円単位の概算請求額で払戻請求することもできます。この場合、元利累計額が払戻請求書記載の概算請求額に達するまで、特別の申出のない限り次の順序でこの預金を解約して支払います。

①同一口座内に期日指定定期預金の場合

- A. 預入日から解約日までの日数が多いもの
- B. 前号の日数が同一の預金为数口ある場合は金額の大きいもの
- C. 前号の金額が同一の預金为数口ある場合は明細番号の若いもの

②同一口座内にスーパー定期のみの場合

- A. 預入日から解約日までの日数が少ないもの
- B. 前号の日数が同一の預金为数口ある場合は金額の大きいもの
- C. 前号の金額が同一の預金为数口ある場合は明細番号の若いもの

③同一口座内にスーパー定期と期日指定定期預金が混在の場合

- A. 預入日から1年経過後の期日指定定期預金で、預入日から解約日までの日数が多いもの
- B. 前号の日数が同一の期日指定定期預金为数口ある場合は金額が大きいもの
- C. 前号の金額が同一の期日指定定期預金为数口ある場合は明細番号が若いもの
- D. 預入期間が3年未満のスーパー定期で、預入期間が少ないもの
- E. 前号の預入期間が同一のスーパー定期为数口ある場合は、預入日から解約日までの日数が少ないもの
- F. 前号の日数が同一のスーパー定期为数口ある場合は金額が大きいもの
- G. 前号の金額が同一のスーパー定期为数口ある場合は明細番号が若いもの
- H. 預入日から1年経過前の期日指定定期預金で、預入日から解約日までの日数が少ないもの
- I. 前号の日数が同一の期日指定定期預金为数口ある場合は金額が大きいもの
- J. 前号の金額が同一の期日指定定期預金为数口ある場合は明細番号が若いもの
- K. 預入期間が3年以上のスーパー定期で、預入期間が少ないもの
- L. 前号の預入期間が同一のスーパー定期为数口ある場合は、預入日から解約日までの日数が少ないもの
- M. 前号の日数が同一のスーパー定期为数口ある場合は金額が大きいもの
- N. 前号の金額が同一のスーパー定期为数口ある場合は明細番号が若いもの

5. 届出事項の変更等

- (1)通帳・証書や印章を失ったとき、または印章・氏名・住所その他届出事項に変更があったときは、ただちに事業主を通じ、書面によって取引店に届け出てください。この届出前に生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (2)通帳・証書または印章を失った場合の、この預金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3)通帳・証書を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

6. 成年後見人等の届出

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (5)前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金および通帳・証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

9. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保とするため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳・証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行が負担するものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. 準拠法令、合意管轄

- (1) この取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

11. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスターまたはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以上

(2020年3月31日現在)

反社会的勢力の排除に係る規定

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

当行との各種預金取引その他の取引や当行が提供する各種サービス等（以下、これらの取引やサービスを総称して「取引」といい、取引に係る契約・約定・規定を「原契約」といいます。）は、第2条各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第2条各号の一にでも該当すると当行が判断する場合には、当行は取引の開始をお断りするものとします。

2. (取引の停止、口座の解約)

次の各号の一にでも該当すると当行が判断し、お客さま（この規定においては取引にかかる代理人および保証人を含みます。以下同じ）との取引を継続することが不適切であると当行が判断する場合には、当行はお客さまに通知することなく取引を停止し、またはお客さまに通知することにより原契約を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ①お客さまが取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、また次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかの一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他A～Dに準ずる行為

3. 本規定は、原契約に基づく当行の権利行使を何ら妨げるものではなく、本規定と抵触しない原契約の各条項の効力を変更するものではありません。また、本規定は、原契約と一体をなすものとして取り扱われるものとします。

以 上

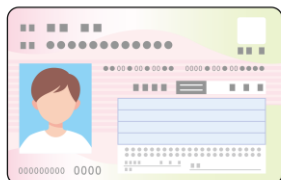
(2022年1月24日現在)

個人番号（マイナンバー）のお届けにご協力ください

口座管理法^{*1}に基づき、個人番号（マイナンバー）のお届けをお願いしております。お届けの際は以下の点をご理解のうえ、ご協力ください。

^{*1} 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

マイナンバー制度とは



社会保障・税・災害対策の分野で行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として導入された制度です。日本国内に住民登録をしているすべての個人に、12桁の個人番号が割り当てられています。

マイナンバー
制度の
詳細はこちら▶



◆ 金融機関へのお届け

金融機関は法令に基づき、税務署に提出する法定調書などの書類に、個人番号を記載することや預貯金口座に係るお客さまの情報と個人番号を紐付けて管理することなどが義務付けられています。

このため、預金口座の開設や投資信託などのお手続きの際に、個人番号のお届けをお願いしております。みずほ銀行に加え、他の金融機関へのお届けも可能です。

個人番号をお届けいただくことにより、災害時または相続時にお客さまや相続人の方が、個人番号で紐付けされている預貯金口座の情報提供を受けることができます。

お届け前の確認事項

お客さま名義のすべての預貯金口座が個人番号の紐付け対象となります。

個人番号をお届けされる場合は、以下の内容をご理解のうえ、お手続きをお願いします。

◆ お客さま情報の取り扱い

- お客さまの氏名・住所・生年月日・個人番号等を確認します。みずほ銀行に登録済みのお客さま情報が最新でない場合、個人番号のお届けができません。お届け前に必ず変更手続きをお願いします。
- 個人番号は、所得税法、生活保護法、預金保険法、その他の法令の規定に基づくお手続きにおいて、お客さまの預貯金口座を特定するために利用されることがあります。

◆ 他の金融機関へもお届けする場合

みずほ銀行に加え、他の金融機関へ個人番号をお届けする場合、結果は預金保険機構より郵送にて通知されます。お届け先の金融機関にて口座有無の確認などを行うため、結果通知の到着までに2～3週間ほどお時間をいただく場合があります。また、今回届出いただく氏名・住所等が他の金融機関の登録情報と異なる場合は、正しく紐づけが行われないことがあります。

個人情報取り扱い

◆ 個人情報の利用目的

窓口でお渡しする書面または右のみずほ銀行ウェブサイトをご確認ください。

個人情報取り扱い
の詳細はこちら▶



◆ 第三者提供に関する同意

みずほ銀行に加え、他の金融機関へ個人番号をお届けする場合、お届けいただいた個人情報は、他の金融機関や預金保険機構などへ提供されます。そのため、お届け時に個人情報の第三者提供に関する同意が必要です。

▶ 個人番号（マイナンバー）のお届け方法は次ページをご確認ください

個人番号（マイナンバー）のお届け方法

みずほ銀行に口座をお持ちで、既に個人番号をお届けのお客さまは再度のお届けは不要です



みずほ銀行窓口でお届け

ステップ 1

①～③いずれかをご用意ください

① 個人番号カード (顔写真あり)



② 通知カード*2



【顔写真あり】本人確認書類 1点

- ・運転免許証、運転経歴証明書
(2012年4月1日以降のもの)
- ・旅券(パスポート)
- ・身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳
- ・在留カード、特別永住者証明書

③ 通知カード*2



【顔写真なし】本人確認書類 2点

- ・公的医療保険の資格確認書
- ・児童扶養手当証書、母子健康手帳
- ・印鑑登録証明書(発行後6カ月以内のもの)
- ・住民票の写し、住民票記載事項証明書
(いずれも発行後6カ月以内のもの)

*2 2020年5月25日以降に通知カードの記載事項(氏名・住所など)に変更が生じた場合は、マイナンバーの届出に利用できません。通知カードの他、個人番号が表示された住民票の写し、住民票記載事項証明書でも手続き可能です。

ステップ 2

みずほ銀行窓口でお手続き

ご来店の際は、来店予約サービスで事前にご予約ください。
予約優先でご案内いたします。

来店予約は
こちら ▶



ステップ 3

付番結果通知の受領

みずほ銀行口座のみ

お届け時点で手続き完了

その場で口頭通知

他行口座も含む

預金保険機構から「はがき」を郵送

お届けまで2～3週間